

カード犯罪対策

急増する偽造・盗難キャッシュカードによる被害補償を金融機関に義務付ける「預金者保護法」が、平成17年8月成立、来年2月施行予定となった。利用者保護、金融機関に対する信頼度向上の観点からは朗報
今後、刻々と多様化・高度化するスキミング等の犯罪対策、インターネットバンキング等への対応など、「利便性の裏にある落とし穴」へのセキュリティ対策が求められる。

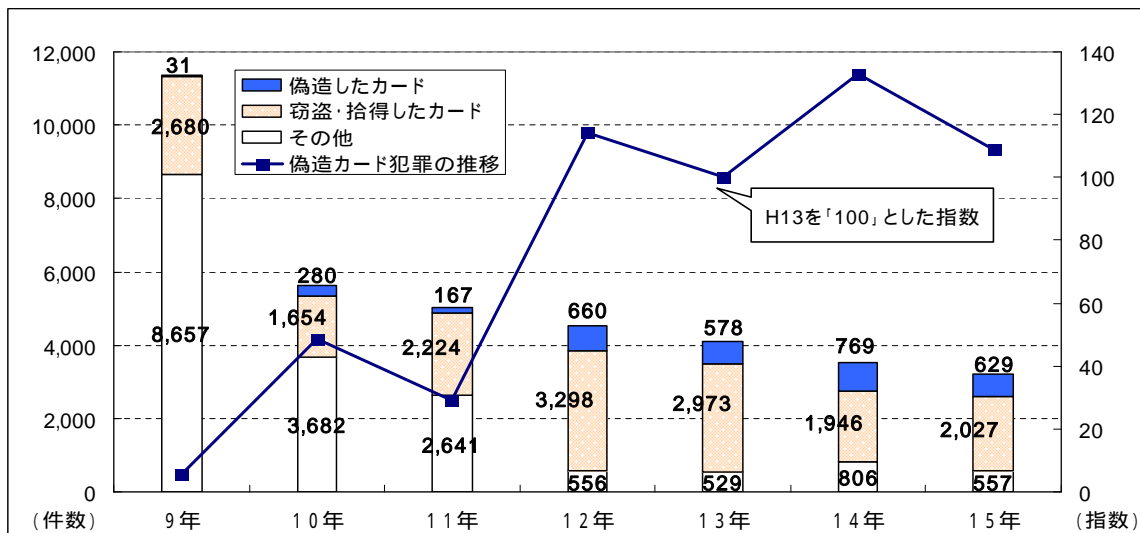
1 カード犯罪の状況

(1) 偽造キャッシュカード犯罪の急増

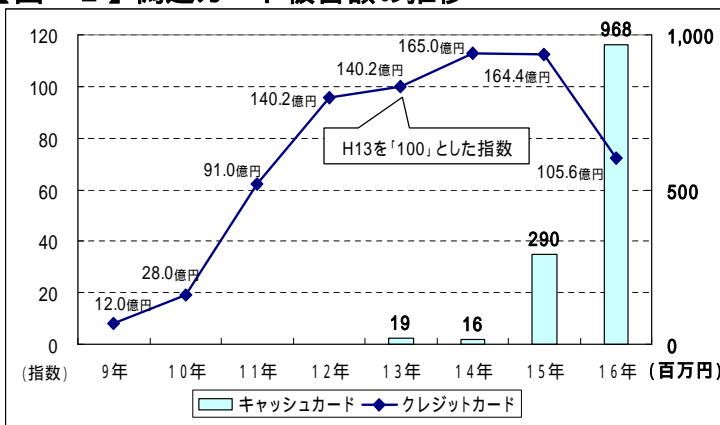
カード犯罪とは、キャッシュカード、クレジットカード、プリペイドカード、消費者金融カードなどを悪用する犯罪である。犯罪総数としては、減少傾向にあるものの、スキミング(カード情報読み取り)等による偽造カード検挙件数は、激増(図1)。なかでも近年、偽造キャッシュカードによる被害額は急増している(図2)。

【図-1】カード犯罪検挙件数の推移

出典：警察庁資料より作成



【図-2】偽造カード被害額の推移

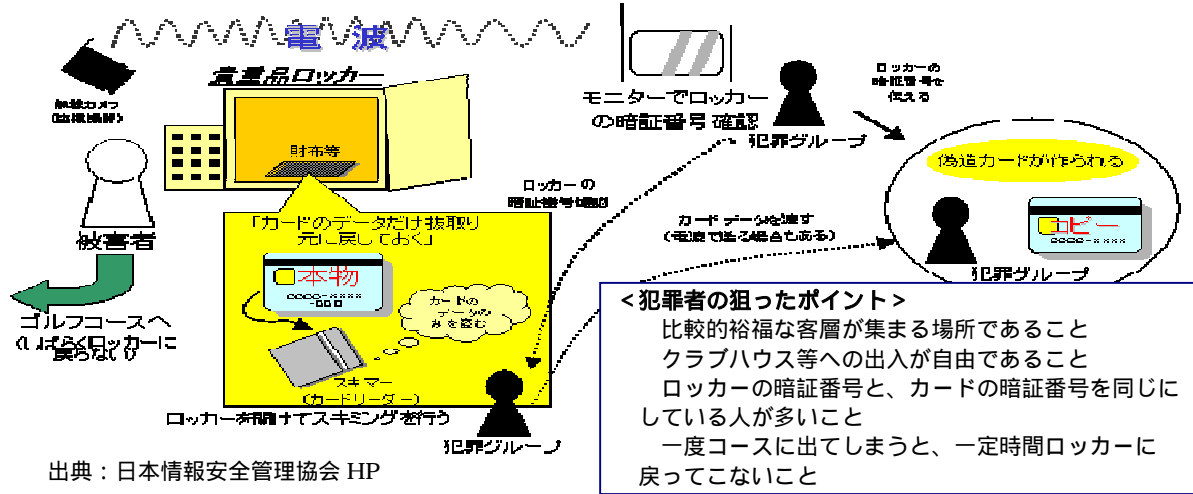


出典：全国銀行協会アンケート、日本情報安全管理協会 HP より作成

本年1月には、ゴルフ場を舞台とした大掛かりな犯罪組織が摘発された(図-3)。

クレジットカードと異なり、カード保険等救済の仕組みが未整備で個人に負担が及ぶ点、盗難等と異なり個人が被害に気づきにくく又防ぎにくい点等、コンビニへのATM設置など「利便性向上」の裏で、新手の犯罪が社会問題化している。

【図 - 3】平成 17 年 1 月に摘発されたゴルフ場におけるスキミング犯罪構図



(2) これまでの偽造カード犯罪の問題点と対策等の経過

主な問題点	主な対策等
国際的組織的犯罪集団の存在 情報機器やソフト等の開発進展 ATM 等情報セキュリティが不十分 手元にカードがあるため被害に 気づくのが遅れる 刑法上、取引銀行が被害者 (個人が警察対応しづらい) 個人の立証能力が低い(ビデオ、 電磁記録等は金融機関が保持) 個人を保護(救済)する措置が 制度上未整備(銀行約款、民法第 478 条等による利用者責任原則) 個人が甚大な被害被る例続発	平成 12 年 5 月 支払カード犯罪対策枠組文書 採択(G8 リヨングループ) 平成 13 年 7 月 内閣に国際組織犯罪等対策本 部会議設置 平成 13 年度 刑法等関係法令改正偽造カー ド関連の罰則整備 平成 15 年 1 月 「本人確認法」施行 平成 16 年 12 月 警察庁・金融庁・銀行界による 連絡会の設置 平成 17 年 1 月 全国銀行協会「対策」申合せ 5 月 被害者団体による「預金者保護 法」の制定を求める緊急集会 6 月 金融庁「偽造キャッシュカード」問題に 関する研究会」最終報告書公表

(3) 諸外国のカード犯罪に対する利用者保護対策

金融機関による差あり

国	利用者保護関連法	個人責任範囲	1 日引出限度額	その他
アメリカ	電子資金振替法	50 ドル	1000 ドル程度	
イギリス	統合法、約款等	50 ポンド	400 ~ 500 ポンド	カード保険
フランス	通貨財務法典改正 (2001)	150 ユーロ	500 ユーロ (7 日間合計)	カード保険 (任意)
台湾	銀行法改正(2003)	原則全額補償	不明	IC 対応 ATM 設置 のため財政支援
日本(現状)	各金融機関の約款	原則利用者負担	通常 200 万円 ~ 500 万円	立証責任は個人 利用者

出典：「キャッシュカードがあぶない」柳田邦男 H16.12 文藝春秋、金融庁 HP より作成

2 預金者保護法の概要

(偽造カード等及び盗難カード等を用いて行なわれる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律：平成 17 年 8 月 3 日成立、平成 18 年 2 月 10 日施行予定)

(1) 特徴：日本初の平時の預金者保護法制（議員立法）

< 骨子 >

出典：産経新聞 H17.8.4 他各新聞より作成

偽造・盗難キャッシュカードによる被害は原則的に**金融機関が補償**

金融機関は銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農漁協、郵便局など

預金者の過失は**金融機関に立証責任**

預金者に**重過失がある場合、補償なし**

盗難カード被害で預金者に**軽過失がある場合は 75% 補償**

預金者は、警察の捜査への協力及び金融機関への届出義務を負う

< 具体例 >

：補償 : 75% 補償 × : 補償無し

例 示	盗難カード	偽造カード
暗証番号を他人に知らせる = 重大な過失（附帯決議）	×	×
カードに暗証番号を書き込んでいた = 重大な過失（附帯決議）	×	×
カードを安易に第三者に渡す = 重大な過失（附帯決議）	×	×
金融機関への届出が被害から 30 日を超えた	×	
同居人や 2 親等内の親族が引き出した	×	
暗証番号を書いたメモをカードと一緒に携帯し盗まれる		
生年月日などを暗証番号に使い番号を推測できる書類と一緒に保管、カードを盗まれる		

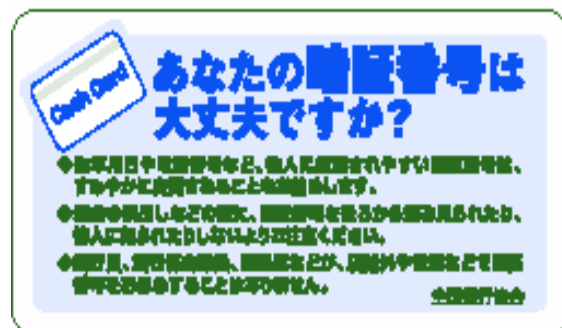
出典：国会会議録、各新聞より作成

(2) 金融機関に求められる今後の対応（附帯決議等）

全国銀行協会は、今後 1～2 ヶ月の間に契約内容を預金者に示す約款のひな形を改定する予定。今回対象外となった「盗難通帳」は、いまだ偽造キャッシュカードの 8 倍程度の被害があり、附帯決議で「防止策や預金者保護のあり方を検討し、必要な措置を講じる」とされた点からも、インターネットバンキングとともに、今後対策の具体化が求められている。現段階での、金融機関の検討・実施状況は以下のとおり（図 4）

【図 - 4】ATM システムに関するセキュリティ対策の概要（平成 17 年 4 月末現在）金融庁調査

< 銀行 >	対象行	実施済	予定	%
利用限度額一律引き下げ	135	111	11	90.4
IC カード	135	6	46	38.5
生体認証	129	2	20	17.1
ATM での暗証番号変更	129	97	25	94.6
異常取引検知	135	19	64	61.5



全国銀行協会 注意喚起ステッカー（H16.4）

(3) 個人でできる対策 (全国銀行協会、各金融機関 HP より)

カード等の貴重品は、手元から放さない。

口座番号やカード番号などの情報が記載された利用明細書や利用控えを安易に捨てない。

通帳で入出金の動きや請求書でカード利用の金額等を毎月、確認する

カードの枚数・機能は必要最小限にする。クレジットカードのキャッシング機能など、リスクが高いことを認識。

知人の間で貸し借りしない

暗証番号は生年月日や電話番号をさげ類推しにくくものにする

ATM (現金自動預払機) での盗み見に注意

洋服の上からでもスキミングは可能。偽造・スキミングが困難な IC カードに早期に切り替える UFJ 銀行やみずほ銀行など平成 17 年 9 月 30 日まで手数料無料の銀行もあるため早めの切り替えを推奨

3 今後の課題 (インターネットバンキング対策)

各金融機関がインターネットバンキングに乗り出し、電子商取引市場 (平成 15 年度企業間で 77 兆円、企業 - 消費者間で 4 兆 4300 億円) が拡大の一途をたどっているなか、金融機関やインターネット商店街からの個人情報流出・不正入手等もまた、拡大している (平成 17 年 7 月: 楽天参加店舗、イーバンクからの情報流出事件など)

< 主な手口と当面の対策 >

フィッシング

銀行など金融機関を装った偽の電子メールを送信し、メール受信者を偽のホームページにアクセスさせる。さらに、暗証番号やパスワードなどを入力させることにより、それらを不正に入手・悪用する手口

直接、金融機関に確認するなど、安易にメールに返信しないこと

スパイウェア

8 月下旬から一部大手金融機関で、暗証番号入力方法変更等の防止対策開始
スパイウェアと呼ばれるソフトを使い、パソコンからインターネットバンキングの ID やパスワードなどの情報を盗み、預金口座から身に覚えのない振込みを行う手口

覚えのない発信元からの電子メールを不用意に開いたり、安易にフリーソフトをダウンロードしたり、不審なウェブサイトにアクセスしないこと

その他、セキュリティ対策ソフトは、常に最新版のものに更新すること

インターネットカフェなど、不特定多数が操作できる場所に設置されているパソコンを使って、インターネットバンキング取引を行わないこと

一方、情報セキュリティ対策は、偽造キャッシュカードの場合と同様に、個人では限界があり、セキュリティの不備による損害は、仕組みとして全体で支える必要がある。

早期に、金融機関等でセキュリティ対策を講じ、低金利時代において、「安全・安心」をサービスとして競争する姿勢が求められている。

文字・活字文化振興法

-10月27日は「文字・活字文化の日」-

人類の知識・知恵の継承、豊かな人間性の涵養、民主主義の発達に欠くことができない文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、振興に必要な事項を定め、施策の総合的な推進を図る。

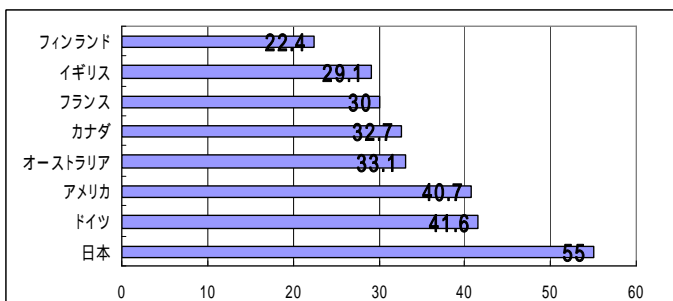
1 現状

1か月間に本を全く読まなかった成人は50%、高校生は43%で、国民の活字離れが進んでいる(読売新聞:平成17年7月23日)。OECD生徒の学習到達度調査(平成15年)では、日本の子どもの読解力は14位(平成12年:8位)、平均得点の低下も明らかになった。なお、1位のフィンランドでは「趣味で読書をすることはない」子どもが少ない。

教育改革国民会議報告(平成12年12月22日)は、人間性を豊かにするために読み、書き、話すなどの言葉の教育を重視すべきと提言した。文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」(平成16年2月)は国語力(聞く力、話す力、読む力、書く力)の向上には、「国語教育」と「読書活動」が最も有効な手段であると指摘している。

「趣味で読書することはない」と答えた子どもの割合

(OECD生徒の学習到達度調査:平成12年)



平成9年6月11日
学校図書館法改正
(司書教諭を12学級以上の全校に配置)
平成13年12月12日
「子どもの読書活動推進法」公布
平成14年8月2日
「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定

連鎖 (衆議院文部科学委員会13.11.28)
活字離れ 言葉を失った心の空白
(コミュニケーション力の低下) キレル

連鎖 (産経新聞17.7.30)
国語力の低下 読解力の低下
学力の低下

2 文字・活字文化振興法

議員提出議案の文字・活字文化振興法は、平成17年7月22日、参議院本会議で可決、成立した。読書に親しみやすい環境づくりや出版活動への支援を求めており、学校・公立図書館の整備、大学図書館の地域開放のほか、学校教育における言語力(読む、書く、表現する能力)の涵養に資するため、学校司書の配置について初めて法律に規定した。

文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民がひとしく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として行わなければならない。

国・地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、実施する責務を有する。

市町村は、公立図書館の設置、適切な配置に努め、国・地方公共団体は司書、図書館資料の充実等の施策を講ずる。

国・地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養を図るため、教育方法の改善施策及び司書教諭、図書館資料の充実等の施策を講ずる。

国は、文字・活字文化の国際交流を促進するための施策、学術研究成果の出版支援策を講ずる。

10月27日(読書週間の初日)を文字・活字文化の日とする。

国・地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。

3 東京都子ども読書活動推進計画(平成 15～19 年度)

東京都子ども読書活動推進計画(平成 15 年 3 月 27 日策定)は、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、都の施策の方向性・取組を示した。(例:学校の読書の時間の設定、都立多摩図書館のホームページに子どもの読書に関するページ開設等)

なお、「子どもの読書活動の推進」は「心の東京革命行動プラン」の取組として位置付けられている。

4 今後の課題等

図書館は、生涯学習に利用するためにあればいいと思う施設の 1 位(25.7%) (内閣府:平成 4 年)だが、図書館設置率は区・市立 97.7%、町立 45.4%、村立 17.6%である。

市町村合併により未設置市町村は減少しているが、1 図書館当たりの可住地面積(サービス圏域の指標:河川、湖、原野を除く)では平均 30 m²、50 m²以上が 1/4、100 m²を超えるところも 1 割近くある。

利島村、神津島村、御蔵島村にも図書館がなく、学校の図書室を一般開放している。学校図書館の司書教諭は、時数軽減により兼務している。

「学校図書館図書整備 5 か年計画」(平成 14～18 年)の学校図書館整備費約 130 億円は地方交付税措置のため、各地方公共団体の姿勢により計画進行に差が生じている。なお、平成 19 年以降の継続が課題である。

インターネットの法令・行政施策、団体情報は多いが、知識や情報の伝達における本・雑誌の役割は低下していない。読書によって、考える力、豊かな感性や情操、幅広い知識を獲得することができる。

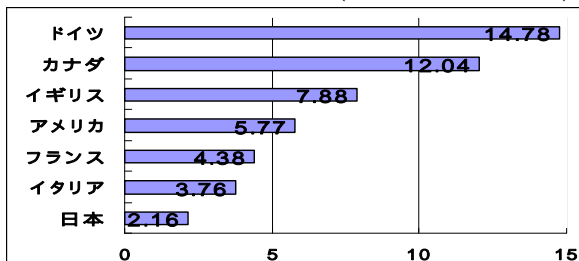
* 参考「イタリアの出版業・出版物に関する法律改正等」(平成 13 年)

出版業の技術・設備流通の改善、人材育成等を目的に低利融資のための基金創設等

都県名	図書資料購入費 (千円)	人口 1 人当たりの 図書費(円)
東京都	151,299	13
福井県	92,688	112
鳥取県	93,226	152
徳島県	100,000	121

(文部科学省調)

10 万人当たりの図書館数(日本図書館協会調)



皇后陛下の国際児童図書評議会・基調講演から

子どもたちが、自分の中にしっかりと根を持つために
子どもたちが、喜びと想像の強い翼を持つために
子どもたちが、痛みを伴う愛を知るために (平成 10)

活字文化推進会議*アピール

本は先生、生涯の友だち
「読書を教える」の発想で
知の宝島、図書館を生かさそう
出版は文化の要

(平成 16 年 *民間有識者)

生活保護制度の見直し

生活保護費の増大を背景に、生活保護制度の検討が行われ、自立支援機能の導入や、給付削減等の制度改革が進められた。一方、国庫負担率引下げ問題では国と地方が対立しているが、今秋までに結論を得て、18年度から実施される予定だ。

1 生活保護の動向

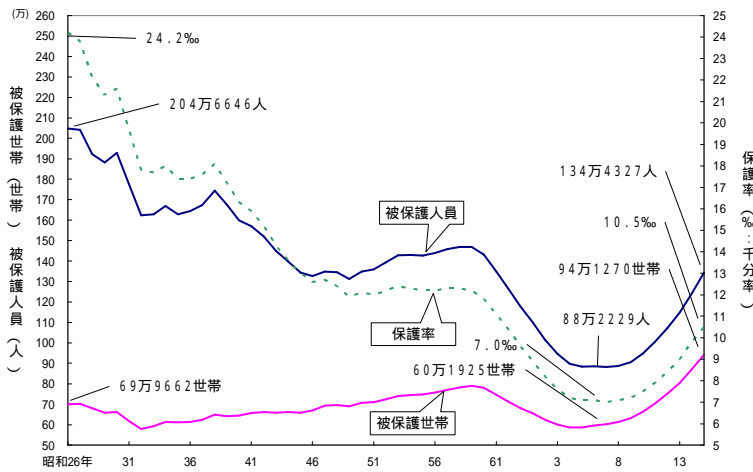
生活保護を受ける人が増えている。生活保護の被保護者数は昭和60年以降減少傾向にあったが、平成7年以降増加に転じ、本年1月現在で144万4千人、保護率は人口千人当たり11.3人(11.3%)となっている。もともと対象者の多かった高齢者世帯が、高齢化の進行で急増したこと、景気低迷で生活の影響を受けやすい母子家庭が増えたことなどが、増加の主な原因と見られており、平成7年度と15年度を比較すると、高齢者世帯は約1.7倍に、母子世帯は1.5倍に増加した。保護率を地域別に見ると、最も高い北海道(22%)から最も低い富山県(2.1%)まで地域格差がある。東京都は14.1%で8位である(表1)。

被保護世帯等の増加に伴い、生活保護費も増加しており、平成9年度の1兆4,849億円から平成15年度2兆3,881億円へ1.6倍に増えている。内訳は、医療扶助が51.8%、生活扶助が34.3%である(図3)。

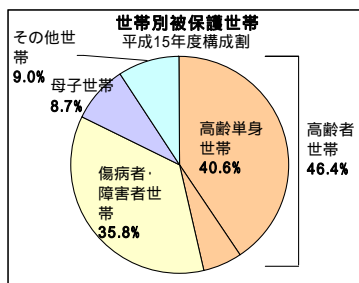
<表1 地域別保護率>

	7年度 ‰	15年度 ‰	7-15 伸び
全国	7.0	10.5	3.5
北海道	15.4	22.0	6.6
青森県	11.0	14.5	3.5
岩手県	5.2	6.7	1.5
宮城県	4.1	6.8	2.7
秋田県	7.0	9.9	2.9
山形県	3.4	4.0	0.6
福島県	4.0	6.4	2.4
茨城県	3.1	4.8	1.7
栃木県	3.1	5.6	2.5
群馬県	2.6	4.0	1.4
埼玉県	3.1	6.3	3.2
千葉県	3.2	6.5	3.3
東京都	8.1	14.1	6.0
神奈川県	5.7	10.3	4.6
新潟県	3.2	4.9	1.7
富山県	2.0	2.1	0.1
石川県	2.7	4.1	1.4
福井県	2.1	2.6	0.5
山梨県	2.2	3.5	1.3
長野県	2.3	2.9	0.6
岐阜県	2.0	2.9	0.9
静岡県	2.2	3.7	1.5
愛知県	3.4	5.3	1.9
三重県	4.7	6.6	1.9
滋賀県	4.2	5.5	1.3
京都府	14.3	17.3	3.0
大阪府	11.4	21.5	10.1
兵庫県	7.9	13.0	5.1
奈良県	7.8	10.2	2.4
和歌山県	7.3	9.8	2.5
鳥取県	6.1	7.0	0.9
島根県	4.5	5.0	0.5
岡山県	6.9	9.3	2.4
広島県	6.3	10.4	4.1
山口県	7.8	10.2	2.4
徳島県	11.3	13.0	1.7
香川県	7.4	9.1	1.7
愛媛県	7.8	9.9	2.1
高知県	15.3	19.1	3.8
福岡県	16.4	17.6	1.2
佐賀県	5.8	6.5	0.7
長崎県	10.8	13.6	2.8
熊本県	7.5	8.2	0.7
大分県	9.4	12.1	2.7
宮崎県	8.5	10.6	2.1
鹿児島県	10.5	13.2	2.7
沖縄県	12.9	14.2	1.3

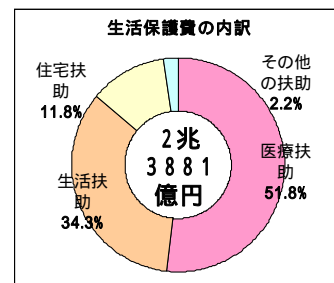
<図1 被保護世帯数、被保護人員数、保護率の年次推移>



<図2 世帯別被保護世帯>



<図3 生活保護費の内訳>



資料: 福祉行政報告例

2 生活保護制度の見直し

生活保護費の急増から、政府は経済財政諮問会議で国庫支出の削減を検討する一方、社会保障制度審議会で給付削減や自立機能導入等の制度改革を検討してきた。その結果、三位一体改革の一環として、生活保護費の国庫負担率を3/4から2/3に引き下げる方向が提示されたが、地方の強い反発を受けたため、地方代表を交えた関係者協議会が設置されることとなり、17年4月から制度改革と合わせて協議が行われている。

(1) 国庫負担率の引き下げ

ア これまでの経緯

生活保護費の国庫負担率はこれまで2回見直しが行われたが、平成元年度予算編成における政府与党合意により、生活保護費の国庫負担率は3/4で恒久化することとされていた。

<生活保護費国庫負担率の推移>

発足～昭和59年度	8/10
昭和60～63年度	7/10
平成元年度～	3/4

<表2 生活保護費国庫負担率見直しの経緯>

しかし、地方分権改革における国庫補助負担金の見直しのなかで負担率見直しの議論が復活、15年11月には三位一体改革に伴う16年度補助金削減計画で厚労省が生活保護費の国庫負担割合を3/4から2/3に引き下げる方針を提示した。

16年7月には、三位一体改革における3兆円の補助金廃止の地方案に対する国の対案として、再び厚労省が生活保護費の国庫負担率引き下げを提示。これに対し、全国知事会、市長会等の地方が反発、政府与党は同年11月に引き下げの実施をさらに一年見送ることを決め、地方代表を含む関係者協議会を設置して17年秋までに結論を得ることとした。

こうした経過により、17年4月に「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」を設置、現在、谷本正憲石川県知事ら地方の代表者を交えた協議が行われている。

年月	国・地方の動き
15年11月	「16年度補助金削減計画」で厚生労働省が国庫負担率を2/3へ引き下げる方針を提示。総務省が反対。
11月	全国知事会・市長会が反対意見を表明
12月	政府・与党が17年度には確実に実施することを条件に引き下げ見送りを決定。
16年7月	三位一体改革で、地方の補助金削減案への対案として厚生労働省が生活保護費の国庫負担率引き下げを提示
16年7月	指定都市市長会が国庫負担率引き下げの場合は事務返上も辞さない旨の意見書を決議
8月	全国知事会・市長会が国庫負担率引き下げ反対の談話を表明
16年11月	全国市長会が生活保護費負担金等の国庫負担率の引き下げに反対する緊急決議
11月	政府は生活保護費の国庫負担率引き下げの実施を18年度以降に見送ることを決定。 「三位一体改革について」(11月26日政府・与党合意)で地方代表を含む協議機関を設置し、17年秋までに結論を得て、18年度から実施する方針を決定。
17年4月20日	第1回関係者協議会(「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」)開催 * 国による現状説明
5月27日	第2回関係者協議会 * 国及び地方の双方が問題を提起
7月6日	第3回関係者協議会 * 地方自治体関係者からのヒアリング
7月20日	地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」提出
7月27日	指定都市市長会が緊急アピール。8月分から生活保護関係データの国への提示を停止。
9月15日頃	第4回関係者協議会 * 論点の検討(1)
11月頃	とりまとめ(見込み)

イ 国・地方の主張

【国の主張】 地方分権の時代において地方は地域住民に密着した事務である生活保護の事務について、より多くの責任を担うべきだと主張。その根拠として、国は生活保護率で地域間に最大20倍の格差があることや、平均受給期間にも5.8年から11.0年と1.9倍の開きがあることを指摘。都道府県により、保護世帯に対する年間訪問調査の平均回数に約3倍の違いがあるなど、給付適正化の取組みに濃淡があり、「あまりに大きな地域間格差は見過ごせない」(尾辻厚労相)としている。生活保護費の国庫負担を減らし地方へ財源を移譲してより責任を重くする改革の必要性を主張している。

【地方の主張】 生活保護は憲法第25条に定める生存権を保障する制度であり、国の責任において行うべき事務であること、生活保護率上昇の原因は、経済的要因(景気動向、失業率等)と社会的要因(高齢化・核家族化・単身化等)によるものであり、根本的には、生活保護制度の枠を超えた国による総合的政策の推進が不可欠であると主張している。

生活保護率の地域間格差は実施機関の取り組みの違いではなく、地域ごとの失業率や高齢化・核家族化・単身化の進展状況の違い、都市部での生活困窮者の増加によると反論。

地方六団体は17年7月20日、「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を政府に提出、この中で、「生活保護事務(中略)は、地方自治法に定める法定受託事務として、国が責任を持って制度設計を行い、適正な事務処理に必要な処理基準等をきめ細かく定める事務であり、地方自治体は、国が定めた認定基準への当てはめ、事実認定という基本的役割を担っている」とし、国の財政再建のための国庫補助負担率の引下げは「『三位一体の改革』に名を借りた地方への負担転嫁であり、断固として受け入れられない」としている。

ウ 負担率引下げに伴う影響

国の提案どおり国庫負担率が2/3へと引き下げられた場合、国庫負担金は全国で2,137億円削減されることになる(指定都市市長会試算)。東京23区では230億円の負担増になると見られている(特別区長会試算)。

(2) 制度改正 ~ 自立支援機能の導入と給付削減 ~

生活保護制度のあり方については、社会保障審議会福祉部会に「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が設置され、平成16年12月に報告書が取りまとめられた。厚生労働省は、この報告書を踏まえ、平成17年度から順次見直しを実施している。

ア 自立支援機能の導入

今回の制度改正の最大の特徴は生活保護制度への自立支援機能の導入である。

近年、生活保護を受ける期間が長期化する傾向にあり、3年以上保護を受けて

< 図4 保護受給期間別の世帯割合 >

(15年度 / 高齢者世帯、傷病障害者世帯を除く)

~1年	1~3年	3~10年	10~15年	15年~
24.4%	30.8%	34.1%	5.6%	5.2%

いる世帯が約45%を占めている。また、被保護世帯が抱える問題は経済的な問題だけでなく、精神疾患や家庭内暴力、虐待、若年無業者(NEET)など多様で、しかも社会的きずなが希薄化していることから、そうした問題の相談にのってくれる人がいないなど、自立を困難にしている状況がある。こうしたことから、今回の改正では、生活保護制度としては初めて被保護者の自立を支援する「自立支援プログラム」を導入することとし、「自立」の概念を従来の「経済的自立」から、「経済・社会・生活の三つの自立」へと拡大して、

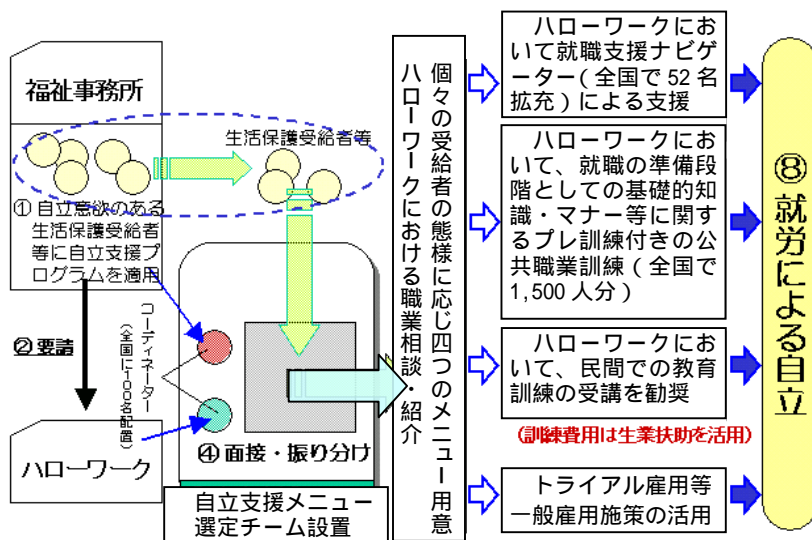
支援を実施することとした。

自立支援プログラムでは、被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、類型ごとに個別の支援プログラムを策定する。例えば、稼働能力を有する者には、就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラムを提供。精神障害者には、長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラムを提供する。また、高齢者には、傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持するプログラムを提供する。

実施に当たり、ハローワークや保健所など他の諸制度や関係機関を積極的に活用するほか、民生委員、社会福祉法人、民間事業者等への外部委託や、ハローワークOB等の非常勤職員の積極活用を進める。

また、「生活保護受給者等就労支援事業」(図5)として、生活保護受給者のための就労支援コーディネーター100名をハローワークに配置するなど、連携を進める。

<図5 生活保護受給者等就労支援事業のイメージ>



出典：厚生労働省「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」提出資料

イ 給付の削減

老齢加算の廃止

老齢加算(15年度1級地基準額17,930円)を加えた生活保護費が老齢基礎年金額より高いことなどから、平成16年度からの3年間で段階的に廃止することとされ、17年度は1級地(東京などの大都市)基準額で9,670円から3,760円へ引き下げられる。

母子加算の見直し

母子加算を加えた被保護世帯の生活扶助基準額が一般母子世帯の消費支出より高いことなどから、母子加算が見直される。子供の年齢要件が18歳以下から15歳以下へ引き下げられ、16~18歳の子供のみを養育するひとり親世帯については、3年間で段階的に加算が廃止される。17年度は、1級地基準額で23,260円(16年度)から15,510円(17年度)へ減額される。

多人数世帯の基準適正化

生活扶助基準が多人数になるほど割高になっていることからこれを是正する。

第1類費 4人以上世帯に逓減率を導入 4人世帯：0.95 5人以上世帯：0.9

第2類費 4人以上世帯の基準額を抑制 4人世帯：60,230円 5人世帯：57,410円(2,820円)

若年層の1類年齢区分の見直し

20歳未満の若年者について8区分とされていた1類基準を、乳幼児、幼児、小学生、中学生以上の4区分に簡素化する。

ウ その他 ~ 高校就学費用の給付

上記のような給付が削減される一方、生活保護を受給する子供をもつ世帯の自立を支援する観点から、新たに高等学校への就学費用が給付されることとなった。学用品、交通費、授業料等を給付し、公立高校は月額平均13,000円程度、私立学校は月額平均19,000円程度を支給する。